

〔仮称〕八潮市まちづくり条例(素案)を策定

市では、平成20年度から都市計画に関するまちの将来像を達成するための制度・仕組みを定める「〔仮称〕八潮市まちづくり条例(素案)」の策定を進めてきました。これまで条例(素案)策定のための委員会や市民フォーラムにおいて、多くの市民の皆さんにご意見をいただき、このたび、条例の基本方針に基づき素案を策定しました。

まちづくり条例とは？

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを実現します

都市計画マスタープラン(平成21年3月策定)により、おおむね20年後のまちづくりの姿が示されました。このような、まちづくりを実現するためには、新たな施策を展開していく必要があることから、まちづくり条例を制定するものです。

この条例で何ができるの？

○都市計画マスタープランで描かれたまちの将来像を達成できます。

(仮称)八潮市まちづくり条例は、都市計画マスタープランで描かれたまちの将来像を達成するための手段・道具であり、市民の皆さんにも良好なまちづくりのために活用していただくものです。

協働のまちづくりの仕組みができます

①まちづくり協議会などの認定団体を組織することにより、地域住民自らまちづくり計画をつくることができます。
②市は計画づくりに直接参加したり、アドバイザーなどの派遣

図1 まちづくり条例の構成

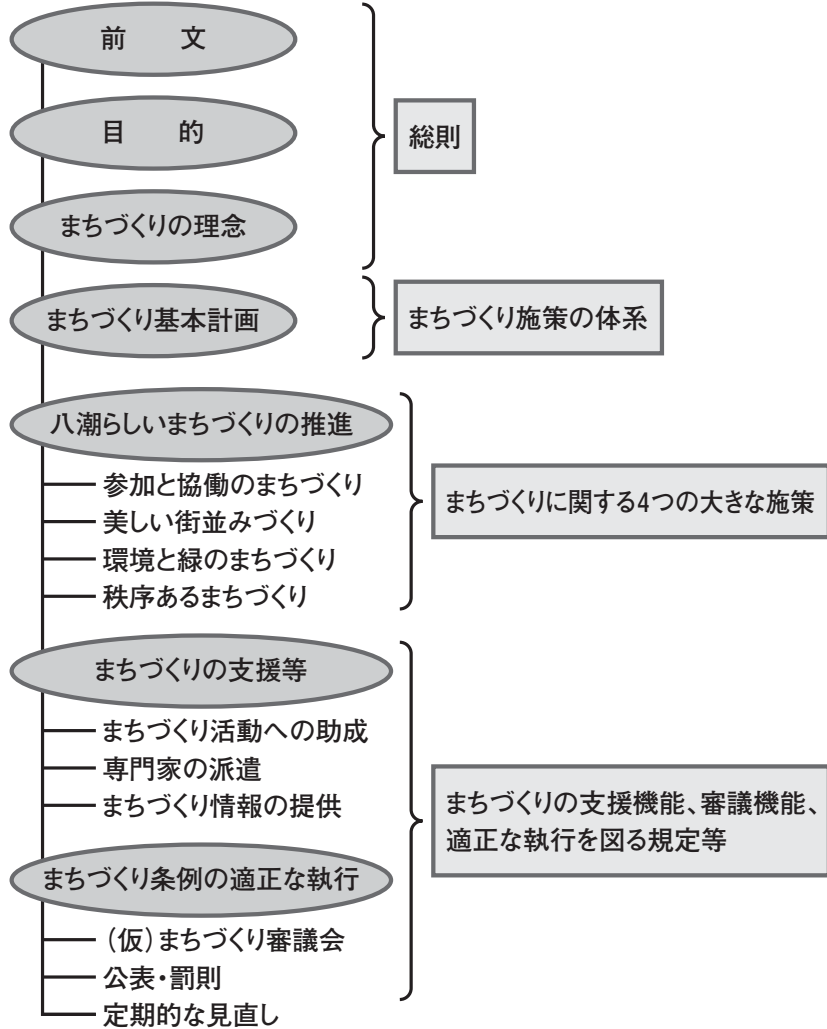
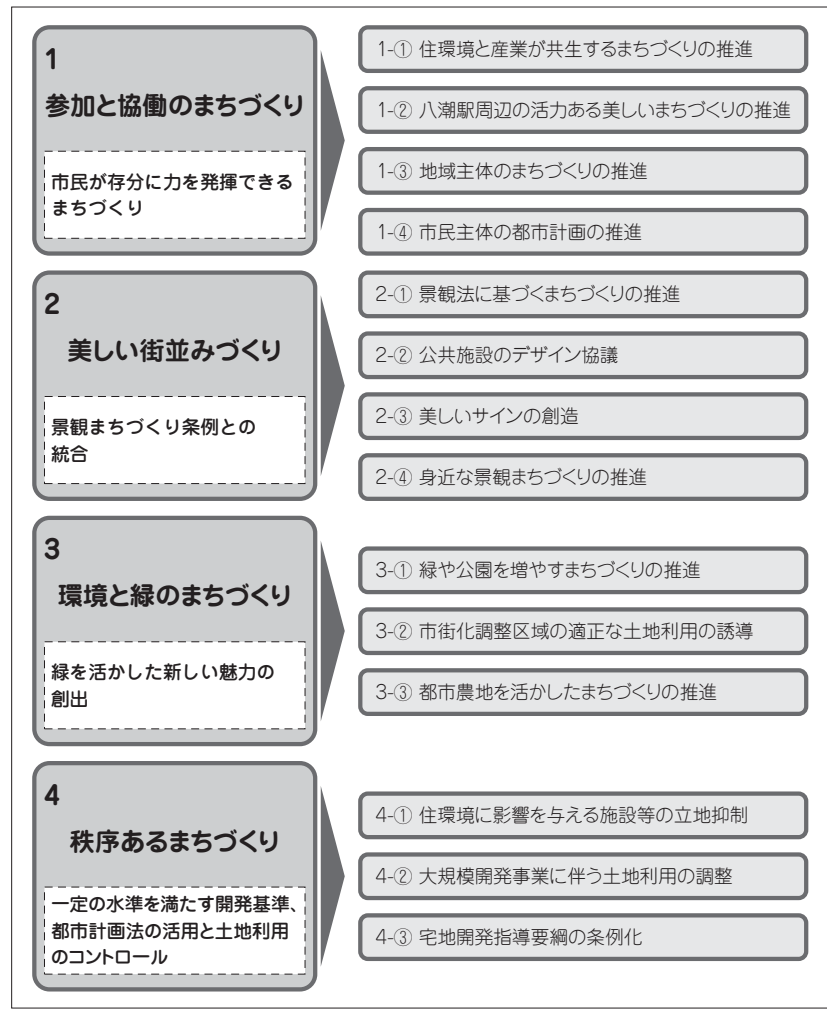


図2 八潮らしいまちづくりの推進(まちづくりを進める制度・仕組み)



により支援をすることができま
す。
③まちづくり計画は、必要な手
続きを経ることにより、開発に
対する規制基準とすることがで
きます。

まちづくり条例の構成とまちづくり推進の4つの柱

た「総則」をはじめとし、「ま
ちづくり施策の体系」「まちづ
くりに関する4つの大きな施策」
「まちづくりの支援機能、審議
機能、適正な執行を図る規定
等」から構成されます(図1)。

①市民のまちづくりへの参加の
機会が増えます。
地区ごとのまちづくり計画の
作成では、計画・決定・実施と
いうプロセスを経ることから、
市民にわかりやすく、まちづく
りへの参加がしやすくなります。
②都市計画マスタープランを軸
としたまちづくりができます。
都市計画マスタープランによ
るまちづくりを実現化していく
ことから、どのようなまちづく
りをしていくのか、市民にわか
りやすくなります。

③「宅地開発指導要綱によるま
ちづくり」と「地区ごとの計画
によるまちづくり」
宅地開発指導要綱は、行政と
してのルールであるため、開発
申請時においては市民の意向が
反映されない指導となります。
しかし、この条例では、地区
住民によるまちづくりのルール
が存在することから、「行政に
よるルール」と「地区住民によ
るルール」が開発行為に対して
反映されます。

〔仮称〕まちづくり条例(素案)について考えてみませんか？

素案に関する意見募集

皆さんのご意見を広く募集します。

素案の公表

やしお生涯学習館、駅前出張所、八幡図書館、八條図書館、資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、840情報資料コーナー、開発建築課窓口および市ホームページでご覧いただけます。

意見の募集期間等

- 3月31日(水)～4月30日(金)まで
- 市内在住、在勤、在学の方、または市内に事業所を持つ方、土地の権利者など

意見の提出方法

〔仮称〕八潮市まちづくり条例素案に関する意見」と明記(メーイルの場合は件名に)し、住所・

日時	場所
4月9日(金) 午後7時	八條公民館 会議室2
4月13日(火) 午後7時	ゆまにて 会議室兼研修室
4月15日(木) 午後7時	八幡公民館 視聴覚室
4月17日(土) 午後2時	八潮メセナ 集会室

説明公聴会

地域の皆さんから直接ご意見を伺うため、次のとおり、説明公聴会を開催します。

氏名を記入のうえ、窓口、郵送(必着)、ファックス(☎997・7310)、電子メール(kaitatsken@city.yashio.lg.jp)で開発建築課へ。